

定款変更に関する公告（全部取得条項設定に関する事項）  
及び全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日設定公告

平成 24 年 2 月 17 日

株主各位

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目 13 番地 1  
株式会社バンテック  
代表取締役社長 小山 彰

当社は、平成 24 年 2 月 16 日開催の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び同日開催の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会の特別決議に基づき、定款を変更して、当社普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定め（以下、「全部取得条項」といいます。）を設けることにいたしましたので、公告いたします。なお、当該定款変更の効力発生日は、平成 24 年 3 月 23 日です。

また、当社は、全部取得条項の付された当社普通株式（以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。）の取得に関する本臨時株主総会における特別決議に基づき、平成 24 年 3 月 22 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様（ただし、当社を除きます。）をもって、平成 24 年 3 月 23 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき当社 A 種類株式を 23,250 分の 1 株の割合をもって交付する株主様と定めることといたしましたので、公告いたします。

以上